

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的及び運営の基本方針)

第1条 本事業は、要介護状態及び要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第2条 この事業を行う事業所の名称は、「望箭荘やまくに」(以下、「事業所」と称する)。

(事業所の所在地)

第3条 事業所は、大分県中津市山国町守実77番地1に置く。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人直心会とする。

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、次の員数の従業員を置く。

- 1) 管理者 1名 (併設特別養護老人ホームの施設長と兼務)
事業所の管理業務に従事するものとする。
- 2) 医師 1名 (非常勤)
入所者の健康管理及び療養上の指導を行うものとする。
- 3) 生活相談員 1名 (常勤)
入所者の生活相談業務に従事するものとする。
- 4) 介護職員又は看護職員 入所者の介護業務、看護業務に従事するものとする。
 - イ 介護職員 14名以上
 - ロ 看護職員 2名以上 (機能訓練指導員と兼務1名、)
- 5) 栄養士 1名 (常勤)
入所者の栄養管理指導、献立作成等の業務に従事するものとする。
- 6) 機能訓練指導員 1名 (常勤、看護師と兼務)
入所者の日常生活を営むのに必要な訓練等の業務に従事するものとする。
- 7) 介護支援専門員 1名 (常勤)
施設サービス計画の作成に関する業務等に従事するものとする。

- 8) 調理員 4名以上
利用者の食事の調理業務に従事するものとする。
- 9) 事務職員 2名 (常勤)
事務職及びその他の業務に従事するものとする。

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第6条 事業所の定員は1ユニットで9名とする。

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供及び利用料その他の費用の額)

- 第7条 事業所は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に行うものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携により、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 4 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合には、利用者から支払を受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示額の1割又は2割又は3割とする。
- 5 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示の額とする。
- 6 事業所は、前2項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることが出来るものとする。
- 1) 部屋代は、1日当たり2,006円とする。但し、入所者の負担限度額に係る市町村の認定を受けている場合は、介護保険負担限度額認定証に記載された居住費の負担限度額とする。
- 2) 食事代は、朝食385円、昼食555円、夕食505円とする。但し、入所者の負担限度額に係る市町村の認定を受けている場合は、介護保険負担限度額認定証に記載された食費の負担限度額とする。
- 3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
- 4) 理美容代（実費）

- 5) 電気料 持込1品につき1日30円（税込）
- 6) 前3号に掲げるもののほか、「(介護予防) 短期入所生活介護サービス」において供与される便宜にうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適當と認められるもの。（実費）
- 7) 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うと共に、利用者又はその家族から文章により同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様の取扱いとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、下記の通りとする。

- 1) 中津市
- 2) 日田市
- 3) 玖珠町

（指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供）

- 第9条 利用者の要介護要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 本事業の管理者は、相当期間以上に亘り継続して入所する利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成し、計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 本事業の管理者は、計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、従業者は懇切丁寧を旨とし、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 本事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 本事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図る。
- 計画の作成に当たっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、計画に添って作成しなければならない。
- 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。
- 本事業は、1週間に2回以上適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行う。
- 本事業は、利用者の心身の状況に応じ適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 本事業は、利用者に対し離床・着替え・整容その他日常生活の世話を適切に行う。

- 11 本事業は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 12 本事業は、その利用者に対して利用者の負担により、従業者以外のものによる介護は受けさせない。
- 13 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行う。
- 14 利用者の食事は、その者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。
- 15 本事業の医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 16 本事業は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。
- 17 本事業は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
- 18 本事業は、常に利用家族との連携を図るよう努める。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 施設利用者は、この規定に定めるところに従い規律ある生活を行うとともに、共同生活の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。

- 1) 身上に異動があったとき又は、収入に変動があったときは、直ちに施設長に届け出ること。
- 2) 次の事項については、事前に施設長の許可を得ること。
外出、外泊、面会
- 3) 火気の取扱いには常に注意し、所定の場所以外の喫煙等はしないこと。
- 4) 喧嘩、口論、その他粗暴にわたる言動をしないこと。
- 5) 故意に器物及び設備を破損し又は許可なく器物その他を施設外に持ち出さないこと。
- 6) 許可なく飲酒しないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 本事業は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関との連携方法その他の緊急時等について、別紙1「緊急時の対応方針」に基づき対応方法を定める。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備える

ため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情受付の窓口を設けるものとする。具体的な苦情処理の体制については、「直心会苦情解決委員会設置規程」に定めるものとする。

(虐待の防止対策)

第 14 条 事業所は、虐待防止のため次の措置を講じる。

- 1) 事業所における高齢者虐待を未然に防止するため、倫理規定等を定め、職員に周知徹底を図る。
- 2) 虐待防止の普及・啓発するための研修会を実施し、普段から人権意識を高め、あわせて職員の資質向上を図る。

(身体拘束等の適正化)

第 15 条 事業所は、別紙 2 「身体拘束等の適正化のための新たな指針」を設け、身体拘束に関する取り組みを具体化し、推進していくものとする。

- 2 運営推進委員会の場を活用し、対策委員会を 3 カ月に 1 回開催して第三者の意見を聴取し、事例等の分析を行う。
- 3 分析結果を従業員に周知するとともに、適正化策を講じてその効果について評価を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所の入所定員及び居室の定員を超えることとなる入所者数に対して、同時に指定介護短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を行わない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- 2 施設の運営にあたっては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の、地域との交流に努めるものとする。
- 3 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 4 サービス担当者会議等において入所者の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。
- 5 当施設は入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 6 事業所は、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供について、当該入所者又は、他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことにあたっては、あらかじめ本人またはその家族に説明し、同意を得るものとする。

付 則

この規定は 平成 18年 4月 1日 から施工する。

平成 27年 1月 1日 一部改正

平成 29年 2月 1日 一部改正

平成 29年 4月 1日 一部改正

平成 29年 10月 1日 一部改正

平成 30年 4月 1日 一部追加

平成 元年 10月 1日 一部改正

令和 3年 8月 1日 一部改正

令和 5年 4月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正